

障害を理由とする差別の解消の推進に関する御坊市職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、御坊市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が、適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因するものを含む。）をいう。
- (2) 障害のある人 障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の場合において、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供しなければならない。

(管理職員の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害のある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害のある人及びその家族その他の関係者からの相談等については、次に掲げる相談窓口において対応するものとする。

- (1) 当該事務事業を所管する課等
 - (2) 市民福祉部社会福祉課 人権・男女共同参画推進室
 - (3) 市民福祉部健康福祉課
- 2 相談窓口に寄せられた相談等は、当該事務事業を所管する課等において対応するものとし、別紙様式により主管部長等まで報告するものとする。
- 3 前項の報告内容については、市民福祉部健康福祉課で取りまとめ、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

(研修及び啓発)

第7条 市は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。この場合において、市は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害のある人へ適切に対応するために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

- 2 前項の研修の内容等の詳細は、総務部長及び市民福祉部長が協力して定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。